

Q&A こんなときどうするの？

Q 期間内に余った給付額は次月分以降に繰り越せますか？

A 繰り越しは原則認められません。給付券に記載されている期間内にご利用ください。

Q 4月に現金で購入しました。5月に4～5月分の給付券が届きました。4月購入分の扱いは？

A 給付額と購入額を計算し返金することもできます。また返金せずに5月末期限までに給付額を全額ご利用いただければ構いません。弊社にご相談ください。

Q 給付券は宅急便の方に（商品受け取り時）渡しても良いですか？

A 宅急便の方は受け取ることが出来ません。ご自宅に届いた給付券は、早めに（ご注文前に）弊社までご郵送ください。

Q 給付券の利用者負担額はいつ払うのですか？

A 給付券をご利用になる最初の注文時にお支払いいただきます（給付額に加算されます）。事前に弊社へ給付券を送付いただきますと、お客様の利用者負担額が確認でき、明確かつ円滑なお取引ができます。

Q 給付券が6ヵ月分福祉事務所から届きました。MPIにまとめて郵送してよいですか？

A まとめて郵送していただいて構いません。それぞれの該当期間内にご利用いただけます。

その他の福祉制度のご案内

■ 障害年金制度

給付要件を満たせば、障害年金を受給できる場合があります。詳しくは管轄の受付窓口または、ねんきんダイヤル0570-05-1165にお問い合わせください。

■ 医療費控除

自己負担されたストーマ装具の購入費用は医療費控除の対象となります。必要書類、詳細は税務署にお問い合わせください。

■ 身体障害者手帳で受けられるサービス

公共交通機関の割引、有料道路の割引、公共施設の入場割引、税金減免などが受けられる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村、税務署、各サービス提供会社窓口にお問い合わせください。

■ 生活保護の方は

治療材料券で対応できる場合がございます。ご注文前に必ず弊社までご連絡ください。

給付券の利用方法や対象品目について、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

TEL 03-3451-0480

ストーマ用品専門店 **株式会社 エム・ピー・アイ**

※ 禁無断転載・複製

申請と利用方法

ストーマ装具【給付制度】を利用するために

1. 身体障害者手帳の申請と交付

対象・・・**永久造設のストーマ**に限ります。

尿路変向のストーマ（回腸導管、尿管皮膚瘻、腎瘻など）
消化管のストーマ（結腸、空腸・回腸ストーマ）、治癒困難な腸瘻

申請時期・・・**ストーマ造設後すぐに申請**できます。

- ① **市区町村の福祉事務所**に行き、『身体障害者手帳申請書』『身体障害者診断書・意見書（ぼうこう又は直腸機能障害用）』をもらいます。
- ② 病院に診断書用紙を渡し、『指定医』に作成をお願いします。
- ③ 『写真（縦4cm×横3cm）』『印鑑』『身体障害者申請用紙』『身体障害者診断書』を持って福祉事務所へ提出します。
- ④ 認定審査後、**1～2ヵ月後に手帳が交付**されます。



2. ストーマ装具（日常生活用具）の給付申請

身体障害者手帳の交付により申請できます。

市区町村の福祉事務所に行き『日常生活用具**給付申請書**』をもらい記入します。

<必要書類>

『身体障害者手帳』『印鑑』『源泉徴収票または確定申告の写し』『**ストーマ装具販売業者の見積書**』

見積書の発行について

福祉事務所で**給付開始月**と**対象期間**を確認し、**弊社**（03-3451-0480）**までお電話**ください。

弊社（株式会社エム・ピー・アイ）は**指定業者**となっております。

※福祉事務所が直接弊社に見積発行を依頼する場合があります。事前にご確認ください。

※世帯所得に応じて、給付可否および給付基準額、また給付券利用者負担額が決定されます。

1ヵ月の給付基準額

消化器系のストーマ：**10,000**円前後

尿路系のストーマ：**13,000**円前後

申請はお早めに！ 給付券発行月までは**全て自費**となります。

※申請の条件、方法、給付額は、お住まいの市区町村によって異なります。詳しくは福祉事務所でご確認ください。

後日、数ヵ月分の**日常生活用具【給付券】**が福祉事務所より発行され、ご自宅に郵送されます。（福祉事務所によっては弊社に直接郵送される場合もあります。）

給付券のご利用方法は中面をご覧ください

日常生活用具【給付券】がお手元に届いたら・・・

※日常生活用具給付券（以下給付券）は、ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）と引換えるための大切な書類です。

1. 給付券内の「給付物件受領者」欄に署名・捺印をしてください

給付物件受領者 **M田 太郎**  （本人との続柄： **本人** ）



2. 給付券をエム・ピー・アイに送付ください

給付券は早めに（ご注文までに）弊社へご郵送ください。
ご注文の際、お客様のお支払額が明確になり、円滑なお取引ができます。

※給付券が福祉事務所から弊社に直接届く場合
弊社にご注文 → 商品発送の際、給付券をお荷物と同梱致します。
→ 給付券に署名・捺印の上、弊社までご返送ください。



3. ストーマ装具（ストーマ用品・洗腸用具）をご注文ください

先にお預かりした【給付券】の内容を確認しながら、
ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）のご注文を承ります。
給付券の対象品目は市区町村により異なります。別紙の対象品目表もご参照ください。



- ・給付券には対象期間（期限）がございます。2ヵ月単位が多いようです。
- ・ご注文単位は2ヵ月分（給付券1枚単位）を目安とすると分かりやすいと思います。（術後・装具が安定していない時期・緊急時などは、この限りではありません）

4. 商品をお届けいたします

ご自宅へはクロネコヤマトの宅急便にてお届けいたします。
給付券利用者負担額、総合計およびご請求方法をお伝えします。



日常生活用具【給付券】の内容を確認しましょう！

- (1)給付される用具・・・給付券には給付される種目名が記載されています。
弊社で給付可能な用具は、ストーマ装具に該当します。
＜記載例：消化器系（尿路系）ストーマ装具＞
- (2)券の利用期間・・・給付券を利用できる期間（期限）が記載されています。
期間内にご利用ください。
- (3)利用者負担額・・・給付券を利用するための利用者負担額が記載されています。
利用する際にお支払いください。給付額に加算されます。

給付券を利用した購入例（計算例）

給付基準額の例
消化器系：月額 10,000円
尿路系：月額 13,000円



今日は、4月3日、
商品を **2ヵ月分**
注文しましょう！



注文合計 **24,000 円**

- 上記の通り、給付券の内容を確認すると、
- (1) ストーマ装具（消化器系）
 - (2) 4-5月利用分（2ヵ月分）
 - (3) 利用者負担額・公費負担額は下記の通り

給付券明細

(10,000 円 × 2ヵ月)			
給付基準額（給付券利用額）(B)		給付券利用者負担額 (A)	公費負担額
20,000 円	=	2,000 円	+ 18,000 円

世帯所得に応じて市区町村が定めます
M田さんの場合は給付基準額の1割

支払明細

商品代小計（税込）	24,000 円
給付券利用額 (B) （対象品）	-20,000 円
総合計 (C)	4,000 円



給付券利用者負担額 (A)	総合計 (C)	ご請求金額
2,000 円	+ 4,000 円	= 6,000 円

※給付券対象品は市区町村により異なります。
「日常生活用具給付券によるストーマ装具対象品目」についての弊社の対応（対象品目表）をご確認ください。